

# 「佐倉市コミュニティセンター管理運営に関する規則に定める開所時間及び様式の変更について」に対する意見募集について

## 1. 趣旨

佐倉市コミュニティセンター（以下「センター」という。）の貸出時間については、開所時間は午前9時から午後5時までとなっており、夜間の午後6時から午後9時については特に市長が認めた場合と規定されていますが恒常的に夜間の利用があるため、開所時間を午前9時から午後9時までに規則を改正します。

また、現状の規定では開所時間は、午前9時から午後9時までが最長となっておりますが、その他の時間について準備等で開所する必要が生じた時に開所が出来るように改正します。

様式についてはセンターの予約及び申請の受付を行っている予約システムと同様になるよう変更し、一部の手続については簡素化します。

## 2. 改正内容

開所時間及び様式を下記のとおり変更するため規則を改定します。

### 【変更前】

- ①開所時間は午前9時～午後5時まで。ただし、市長が特に必要と認めたときは、午後9時まで開所できる。
- ②コミュニティセンターの使用の取り消し又は変更をするときは使用取消（変更）許可申請書を申請する。

### 【変更案】

- ①開所時間は午前9時～午後9時まで（使用の予約がされていない日は、午後5時まで）。ただし、市長が特に必要と認めたときは、開所時間を変更することができる。
- ②コミュニティセンターの使用の取消しをしようとするときは、届出する。使用の変更をするときは使用取消（変更）許可申請書により申請する。
- ③様式について記載内容等を変更します。

## 3. 担当課

市民部自治人権推進課 相談管理班

電話 043-484-6128